

## 日野町農業委員会の委員募集要項

### 1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、日野町長が任命する日野町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の推薦及び募集を行います。

### 2 農業委員の職務内容

- (1) 農地の権利移動や転用等農地法をはじめとする関係法令に基づく審査・許認可業務
- (2) 農地等の利用の最適化の推進業務（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定及び変更
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する関係行政機関等への意見の提出
- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- (6) 農業一般に関する調査及び情報の提供等の業務
- (7) その他農業振興に関する業務

### 3 募集人数 15人

### 4 任期

3年（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

### 5 身分

日野町の特別職の非常勤職員

（地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項に基づく）

### 6 委員報酬

月額 20,000円

### 7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 一般職の地方公務員である者（会計年度任用職員であって、農業委員の職務を行うことについて任命権者による許可を受けた者を除く）
- (4) 日野町に住所を有していない者で、日野町内において農業経営を行っていない者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員およびこれらと密接な関係を有する者

## 8 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により日野町農林課まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

農業者が推薦する場合は、2人以上の推薦者が必要です。

### (1) 推薦及び応募様式

① 農業者が推薦する場合	別記様式第1号
② 農業者が組織する団体から推薦する場合	別記様式第2号
③ 応募する場合	別記様式第3号

### (2) 添付書類

①推薦を受けた者又は応募者の本籍地記載のある住民票(交付後3ヶ月以内のもの)

②認定農業者等(※1)であると証する書類の写し

※1 認定農業者等とは、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者で次の方が該当します。  
①認定農業者であった者、②認定農業者の行う事業に従事し経営に参画する親族、  
③認定農業者(申請中の者も含む)、④認定農業者である法人の業務執行役員又は使用人、  
⑤集落営農組織(特定農業団体)の役員、⑥地域計画(旧人・農地プラン)で  
中心的な農業者に位置づけられた方、など

### (3) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、日野町ホームページからダウンロードできます。

<日野町ホームページのURL>

<https://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

窓口	所在地	電話番号
日野町農林課	〒529-1698 日野町河原一丁目1番地	0748-52-6563
日野町農業委員会事務局	〒529-1698 日野町河原一丁目1番地	0748-52-6563

### (4) 注意事項

日野町農業委員と日野町農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできますが、両委員を兼ねることはできません。

## 9 受付期間

令和8年2月16日(月)から令和8年3月23日(月)まで(期限内必着)

持参される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。

書類の提出期間は、延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に日野町のホームページ等により公表します。

## 10 審査方法

- (1) 提出された書類をもとに、日野町農業委員候補者審査委員会により審査をします。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)
- (2) 上記の審査に当たっては、法の規定により、次のようなことに配慮します。
  - ① 認定農業者等が農業委員定数の過半を占めなければなりません。
  - ② 農業委員会の所掌する業務について、利害関係のない人を1人以上含まなければなりません。
  - ③ 女性・青年の登用に配慮します。
- (3) 審査結果については、7月に推薦者及び応募者に通知します。
- (4) 任命した農業委員を掲示板、日野町広報紙、日野町ホームページ、日野町農業委員会広報紙、等により公表します。

## 11 募集等の状況の公表

受付期間の中間及び終了後に、日野町ホームページで、推薦及び応募された者についての以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が推薦を受けた者を日野町農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が日野町農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びその内の認定農業者数
- (7) 応募者の数及びその内の認定農業者数

## 12 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒529-1698

日野町河原一丁目1番地

日野町農林課（日野町役場庁舎2階）

電話 0748-52-6563